

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例</p> <p style="text-align: right;">(平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>○幕別町総合介護条例</p> <p style="text-align: right;">(平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。) <u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>77,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>155万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>80,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>92,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>98,800円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>105,000円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>111,200円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料額は、同号</p>	<p><u>第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>160万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>84,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>103,600円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>110,100円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>116,600円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度</u>における保険料額は、同号の規定にかかわらず、</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>の規定にかかわらず、<u>27,800円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>第8条～第22条 略</p> <p>第23条 町長は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が</u>正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第24条～第26条 略</p>	<p><u>29,100円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>第8条～第22条 略</p> <p>第23条 町長は、被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が</u>正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第24条～第26条 略</p>

【介護保険料所得段階別比較表】

第6期事業計画（平成27年度～平成29年度）							第7期事業計画（平成30年度～平成32年度）						
基準保険料月額 5,150円 基準保険料年額 61,800円							基準保険料月額 5,400円 基準保険料年額 64,800円						
所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施(H27～H29)		所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施(H30)	
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額		本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	30,900円	基準額 ×0.45	27,800円 (※)	第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	32,400円	基準額 ×0.45	29,100円 (※)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.65		40,100円	第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方		基準額 ×0.65	42,100円			
第3段階		上記に該当しない方	基準額 ×0.75		46,300円	第3段階	上記に該当しない方		基準額 ×0.75	48,600円			
第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85			52,500円	第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85			55,000円
第5段階		上記に該当しない方	基準額 ×1.0		61,800円	第5段階	上記に該当しない方		基準額 ×1.0	64,800円			
第6段階	世帯員に課税者がいる方	本人が課税の方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2		74,100円	第6段階	世帯員に課税者がいる方	本人が課税の方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2		77,700円
第7段階			合計所得金額が120万円以上155万円未満の方	基準額 ×1.25		77,200円	第7段階			合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額 ×1.25		81,000円
第8段階			合計所得金額が155万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3		80,300円	第8段階			合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3		84,200円
第9段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5		92,700円	第9段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5		97,200円
第10段階			合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.6		98,800円	第10段階			合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.6		103,600円
第11段階			合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7		105,000円	第11段階			合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7		110,100円
第12段階	合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	111,200円	第12段階	合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	116,600円						

(※) は第7条第2項に規定する措置

(※) は第7条第2項に規定する措置